＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論点

平成 18 年度第 10 号
通 算 第 4 4 1 号
平成 18 年 12 月 26 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

―給与構造の改革等について―

12 月 21 日 15 時 30 分から 17 時まで、労働福祉会館大会議室において、給与構造の改革にかかる課題及び退職手当制度の改正を中心に交渉を行った。交渉に先立ち、別紙１のとおり、退職手当制度の改正に係る経過措置の実施に関して追加提案を行った。

退職手当制度の改正について　　別紙１
経過措置実施による具体的な算定例　　参考

◎具体的な交渉内容

１　退職手当制度の改正について

課題の要旨

9 月 29 日の交渉時に「退職手当制度の改正について」を提案し、協議を重ねていたが、今回の交渉において、平成 19 年度からの実施にあたっての経過措置規定について追加提案を行い、具体的な協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
退職手当制度の改正については賃金小委員会でも協議を行ってきていると思うが、何らかの進展はあったのか。	退職手当制度の改正にあたり、国家公務員に準じた内容の経過措置を実施することとし、本日の提案に至った。 ※）経過措置実施による具体的な算定例については７ページ以降参照。

改正後の制度は、退職までの役職に応じて一定の調整額を加算する算式に改めるとのことだが、この制度の趣旨は何か。	国家公務員に準じ、在職中の職務・職責を勘案し、退職手当額に反映させていくことを目的としたものである。
課長級以上に加算額を積みすぎではないか。お手盛りの制度改正だ。	従前の退職手当制度では、局長級で退職しても主任で退職しても、退職手当額に大きな差が生じなかった。そこで、国家公務員において、期末・勤勉手当における役職者加算と同様、民間の状況も踏まえるなかで、職務・職責に応じた退職手当が支給されるよう退職手当法が改正された。 従前より国どおりの退職手当制度としている本市においても、国に準じた改正を行うものである。
３級特号給に在職していた期間にかかる調整額の加算は、４級適用とすべきではないのか。	３級特号給は、職責上あくまでも３級であり、調整額についても３級適用となる。４級を適用することはない。
調整額が加算される 60 月分というのは、退職前 60 月分となるのか。	全在職期間のうち、職務の級が高いほうから 60 月分となる。現行人事制度上、退職直前の 60 月が最も職務の級が高くなる場合が大半であると思うが、例えば、51 歳から 55 歳までが局長級で在職し、56 歳以降に降格した場合でも、在職中における職務の級が最も高い局長級在職期間 60 月分が調整額加算の対象となる。

課題解決への方向性

退職手当制度については、9 月 29 日及び本日の提案内容と併せ、賃金小委員会の場で引き続き協議していくこととした。

２　給与構造の改革について

課題の要旨

給与構造の改革については、各々個別の事項について、賃金小委員会で詳細な議論を行っているところであるが、本日の交渉の場で、以下の内容について議論が行われていることを労使で確認した。

1　昇格対応号給表の作成

平成 19 年 4 月 1 日からの昇格対応号給表は、現行の対応号給どおりを基本としたものとする。なお、現行の主任制度が終了する平成 21 年度以降、昇格制度の見直しと併せて検討を行ったうえで新たな昇格対応号給表を作成する。

2　給与構造の改革にかかる差額支給（現給保障）について

⑴　本人の希望降任等による降格時の現給保障はしない。（降格時の本来の給料月額を支給する。）

⑵　管理職手当の現給保障額は、平成 19 年 3 月 31 日時点の管理職手当額とする。

⑶　再任用職員については、現給保障の一環として、平成 20 年度まで全員に対して平成 18 年度時点の再任用の給料月額を支給する。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
先日提案した改正給料表に関する歩み寄りはないのか。国は地域手当の増など、給与トータルの原資は一定であるのに対し、地域手当が据置かれる本市は給料表が引下げられるだけである。しかも、国以上に引下げられるというのは到底納得できない。	昇給カーブのフラット化も人事院勧告の要旨のひとつであり、年齢構成が高い本市においては、これまでのルールに則して国の対応号給どおりの改正を行った結果、職員の年齢分布の違いにより▲4.8％を上回ったものであり、国以上の引下げを行っているものではない。
他の自治体でも、全くの国どおりではなく、▲4.8％の引下げになるような工夫を講じていると聞いている。本市も何らかの工夫が出来るのではないか。	年齢構成が高い現在の職員の影響率だけに着目して最終的な引下げを▲4.8％にすれば、結果として国より緩和された改定となるため、結果としてラスパイレス指数が引上げられることとなる。▲4.8％の数字に近づけるという議論は出来ない。
査定昇給制度を導入するとなれば、現行のラスパイレス指数など、意味がなくなるのではないか。ラスに関する資料等を提示して欲しい。	査定昇給制度とラスの論議については、賃金小委員会の場で、資料の提示等を行ったうえで、改めて協議していきたい。

課題解決への方向性

賃金小委員会の場で引き続き協議していくこととした。

３　あこや学園の合理化について

課題の要旨

前回交渉で、組合が施設の管理運営を受託している指定管理者（尼崎市社会福祉事業団）の合理化にかかる確認を求めていた件で、当局から報告を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
あこや学園の合理化について、社会福祉事業団の計画内容を確認したい。	本市より派遣されている正規職員 5 人を引上げる代わりに、社会福祉事業団で新たに正規職員 1 人と週 30 時間嘱託員５人の配置を計画している。 なお、総トータルでの勤務時間数が 1 週あたり 10 時間の減となることについては、保育内容の低下はさせないことを基本とするなかで、引き続き事業団、健康福祉局並びに民生支部との間で協議を行っていくこととしている。

課題解決への方向性

支部において引き続き協議していくこととした。

以　上

（給与課）

別紙１

退職手当制度の改正について（メモ）

H18.12.21

１　提案内容

平成 18 年 9 月 29 日の交渉時に示した「退職手当制度の改正について（メモ）」の提案について、以下の内容を追加する。

２　追加内容

退職手当制度の改正にあたり、以下のとおり経過措置を実施する。

⑴　退職手当額の現給保障

改正後の退職手当条例に基づいて算出した退職手当の額（以下「改正後退職手当額」という。）と、改正前の退職手当条例に基づき平成 19 年 3 月 31 日時点で退職したとみなして算出した退職手当の額（以下「現給保障額」という。）を比較して高いほうとする。

⑵　退職手当額の控除

平成 22 年 3 月 31 日までに退職する者の中で、改正後退職手当額が、現給保障額を上回り、なおかつ、平成 19 年 3 月 31 日時点に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして改正前の退職手当条例に基づき算出した額（以下「改正前退職手当額」という。）をも上回る場合は、改正後退職手当額から以下のとおり控除した額を退職手当額とする。

ア　退職時の勤続期間が 25 年以上の者については、改定後の規定により計算した退職手当の調整額（以下「調整額」という。）の 5%と、改正後退職手当額と改正前退職手当額の差額のいずれか少ない方（以下「新旧差額」という。）とする。

なお、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とする。

イ　退職時の勤続期間が 24 年以下で平成 20 年 3 月 31 日までに退職する者については、調整額の 70%と、新旧差額のいずれか少ない方とする。

なお、その額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。

ウ　退職時の勤続期間が 24 年以下で平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに退職する者については、調整額の 30%と、新旧差額のいずれか少ない方とする。

なお、その額が 50 万円を超える場合は 50 万円とする。

３　実施日

平成 19 年 4 月 1 日

以　上

（給与課）

＜参考：退職手当の経過措置にかかるフロー＞

現給保障比較

①改正後退職手当額（改正後の退職手当条例に基づいて算出した退職手当の額）

②現給保障額（①と同一の事由で平成 19 年 3 月 31 日に退職したと仮定した場合の退職手当額）

を比較して

①改正後退職手当額のほうが高い	②現給保障額のほうが高い

退職手当は

②現給保障額＜例１＞

退職手当控除実施の判定

平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の間に退職する者のうち、

①改正後退職手当額と、

③改正前退職手当額（平成 19 年 3 月 31 日時点に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなし、改正前の退職手当条例に基づき算出した額）

を比較して

①改正後退職手当額のほうが高い	③改正前退職手当額のほうが高い

退職手当は

①改正後退職手当額＜例２＞

控除額の算定＜例３＞

退職手当は

①改正後退職手当額から、下記の条件に応じて控除した額

ア　退職時の勤続期間が 25 年以上の者	イ　退職時の勤続期間が 24 年以下で平成 20 年 3 月 31 日までに退職する者	ウ　退職時の勤続期間が 24 年以下で平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに退職する者
調整額の 5%と、新旧差額を比較して少ない方。 その額が 10 万円を超える場合は 10 万円	調整額の 70%と、新旧差額を比較して少ない方。 その額が 100 万円を超える場合は 100 万円	調整額の 30%と、新旧差額を比較して少ない方。 その額が 50 万円を超える場合は 50 万円

＜参考:経過措置実施による具体的な算定例＞

＜例１：②現給保障額が適用される場合＞

退職年度	退職事由	退職時役職	退職時勤続年数	H19.3.31 号給	H20.3.31 号給
H19 年度末	定年	主任（5 年以上）	38 年	445,900 円	416,000 円

①改正後退職手当額・・・25,910,480 円

①算式（改正後の規定による算式）

416,000 円（退職時の給料月額）×59.28 月（勤続 38 年定年退職時）＋1,250,000 円（役職に応じた調整額）＝25,910,480 円

②現給保障額・・・・・・26,432,952 円

②算式（H19.3.31 で定年退職したと仮定した場合に支払われる退職手当の算式）

445,900 円（H19.3.31 の給料月額）×59.28 月（勤続 37 年定年退職時）

＝26,432,952 円

②＞①のため、退職手当額は　②現給保障額・・・・・・26,432,952円

＜例２：①改正後退職手当額が適用される場合＞

退職年度	退職事由	退職時役職	退職時勤続年数	H19.3.31 号給	H20.3.31 号給
H19 年度末	定年	主任（5 年以上）	35 年	445,900 円	416,000 円

①改正後退職手当額・・・25,910,480 円

①算式（改正後の規定による算式）

416,000 円（退職時の給料月額）×59.28 月（勤続 35 年定年退職時）＋1,250,000 円（役職に応じた調整額）＝25,910,480 円

②現給保障額・・・・・・25,737,348 円

②算式（H19.3.31 で定年退職したと仮定した場合に支払われる退職手当の算式）

445,900 円（H19.3.31 の給料月額）×57.72 月（勤続 34 年定年退職時）

＝25,737,348 円

①＞②となり、退職手当の控除額の算定を行う。

③改定前退職手当額・・・26,432,952 円

③算式（H19.3.31 に受けていた給料月額が H20.3.31 日時点に支給されていると仮定した場合に支払われる退職手当の算式）

445,900 円（H19.3.31 の給料月額）×59.28 月（H20.3.31 時点の勤続 35 年定年退職）

＝26,432,952 円③

③＞①のため控除額なし。よって退職手当額は、①改正後退職手当額・・・25,910,480 円

＜例３：改正後退職手当額から控除される場合（平成 21 年度末退職まで）＞

退職年度	退職事由	退職時役職	退職時勤続年数	H19.3.31 号給	H20.3.31 号給
H19 年度末	定年	局長（5 年以上）	35 年	591,000 円	550,900 円

①改正後退職手当額・・・35,657,352 円

①算式（改正後の規定による算式）

550,900 円（退職時の給料月額）×59.28 月（勤続 35 年定年退職時）＋3,000,000 円（役職に応じた調整額）＝35,657,352 円

②現給保障額・・・・・・34,112,520 円

②算式（H19.3.31 で定年退職したと仮定した場合に支払われる退職手当の算式）

591,000 円（H19.3.31 の給料月額）×57.72 月（勤続 34 年定年退職時）

＝34,112,520 円

①＞②となり、退職手当の控除額の算定を行う。

③改定前退職手当額・・・35,034,480 円

③算式（H19.3.31 に受けていた給料月額が H20.3.31 日時点に支給されていると仮定した場合に支払われる退職手当の算式）

591,000 円（平成 19 年 3 月 31 日の給料月額）×59.28 月（勤続 35 年定年退職時）

＝35,034,480 円

①＞③のため、控除額を算定する。

※当該職員は勤続 25 年以上のため、役職に応じた調整額の 5% or ①改正後退職手当額と③改正前退職手当額との差額のいずれか少ない方（その額が 10 万円を超える場合は10万円）を抑制する。

ア・・・役職に応じた調整額　　3,000,000×5%＝150,000 円

イ・・・改正後と改正前の差額　　①－③＝622,872 円

イ＞ア＞100,000 円　のため、抑制額は 100,000 円となる。

よって最終的な退職手当額は、

①改正後退職手当額 35,657,352 円－100,000 円（抑制額）＝ 35,557,352 円